

賃 金 規 程

合同会社 ZOOT

<目次>

- 第 1 章 総 則 . . . 2
- 第 2 章 基本給および諸手当 . . . 3
- 第 3 章 割 増 賃 金 . . . 4
- 第 4 章 賞 与 . . . 5
- 第 5 章 退 職 金 . . . 5
- 付 則 . . . 6

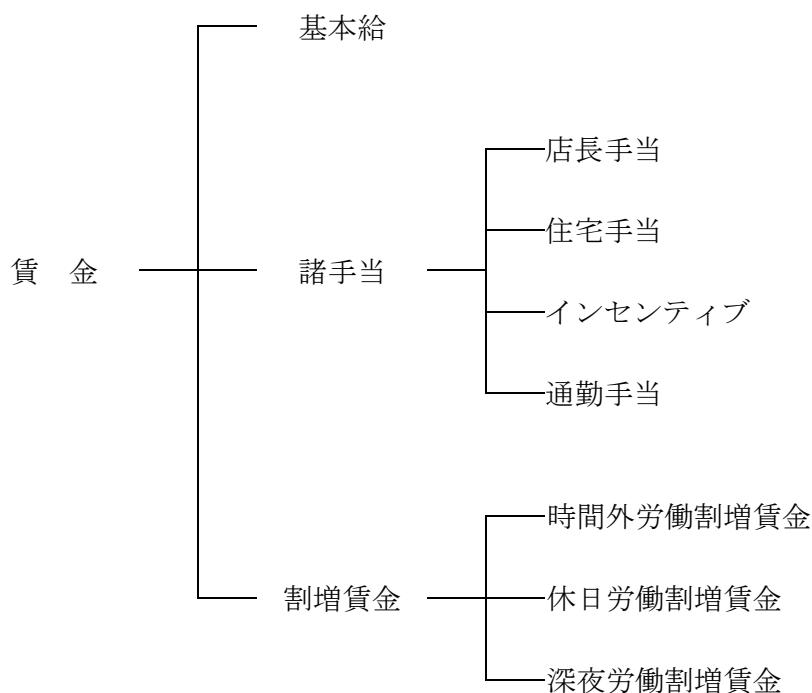
第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、就業規則第 38 条に基づき、従業員の賃金等について定めたものである。ただし、就業形態が特殊な勤務に従事する者については、雇用契約書においてその者に適用する特別の定めをした場合は、その定めによるものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 賃金の構成は、次のとおりとする。



(賃金の計算期間)

第 3 条 賃金は、毎月 1 日から起算し、当月末日に締切り、翌月 25 日（支払日が金融機関の休日の場合はその前日）に支払う。

(賃金の非常時払)

第 4 条 次の各号の一に該当するときは、従業員（従業員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 従業員の死亡、退職、解雇のとき
- (2) 従業員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または従業員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき
- (3) 従業員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって 1 週間以上にわたって帰郷するとき

(賃金の支払方法)

第 5 条 賃金は、通貨で直接従業員にその全額を支払う。ただし、本人の同意を得た場合には、直接本人名義の預貯金口座に振込んで支払う。

(賃金の計算方法)

第 6 条 従業員の賃金の構成が第 2 条のとおりであり、日給月給制の場合において、賃金計算期間中途に入社、退職、復職、休職した場合、次のとおり賃金を支給する。

基本給 $\frac{\text{基本給}}{\text{当月所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$
諸手当 $\frac{\text{諸手当}}{\text{当月所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$

2 従業員が、賃金計算期間中に欠勤、遅刻、早退などにより、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、その休業した時間に対する基本給および諸手当を支給しない。

3 賃金計算期間内における賃金の総額に、1 円未満の端数が生じた場合には、切り上げて計算する。

(賃金の控除)

第 7 条 次に掲げるものは、第 5 条の規程にかかわらず賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税・住民税
- (2) 社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金）
- (3) 雇用保険料
- (4) 労働者代表との協定により控除することと決定したもの

第 2 章 基本給および諸手当

(基本給)

第 8 条 基本給は、月給制、日給月給制、日給制、時間給制とする。

(基本給の決定)

第 9 条 基本給は、本人の学歴、能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人毎に決定する。

(給与改定)

第 10 条 給与改定は、基本給および諸手当について行うものとする。

2 給与改定は、毎年 4 月に技能、勤務成績を評価して行うことがある。

(店長手当)

第 11 条 店長手当は、店長として店舗を運営する者に対して支給する。

月額 5,000 円 ～ 50,000 円

(住宅手当)

第12条 住宅手当は、会社の都合により勤務先が変更となり賃貸住宅に住む場合、その事情を勘案して、その家賃の一部を支給する。
毎月 0円 ～ 50,000円

(インセンティブ)

第13条 インセンティブは、毎月の売上目標額を達成した店舗に対して、個々の従業員の貢献度により支給額を決定し、支給する。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、交通機関を利用する定期券購入者、および交通用具を使用し毎日通勤する者に対し支給する。

第 3 章 割 増 賃 金

(時間外労働割増賃金・休日労働割増賃金・深夜労働割増賃金)

第15条 所定労働時間を超えて、または休日に労働した場合には時間外労働割増賃金または休日労働割増賃金を、深夜（午後10時から午前5時までの間）において勤務した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ次の計算により支給する。

<月給制>

時間外労働 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{店長手当} + \text{インセンティブ}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日労働 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{店長手当} + \text{インセンティブ}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日労働時間数}$
深夜労働 割増賃金	$\frac{\text{基本給} + \text{店長手当} + \text{インセンティブ}}{\text{1月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$

<時間給制>

時間外労働 割増賃金	時間給 × 1.25 × 時間外労働時間数
休日労働 割増賃金	時間給 × 1.35 × 休日労働時間数
深夜労働 割増賃金	時間給 × 0.25 × 深夜労働時間数

- 2 所定労働時間を超えて、または休日に労働した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ時間外労働割増賃金または休日労働割増賃金と深夜労働割増賃金を合計した割増賃金を支給する
- 3 日給制の場合は、1日の所定労働時間から時間単価を算出し、時間給制の割増賃金の計算により算出する。

第 4 章 賞 与

(賞 与)

第16条 会社は、毎年7月および1月の賞与支払日に在籍する従業員に対し、会社の業績、従業員の勤務成績等を勘案して賞与を支給する。ただし、営業成績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、または支給しないことがある。

第 5 章 退 職 金

(中小企業退職金共済契約)

第17条 会社は退職金の支給を確実にするために、従業員を被共済者として独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部（以下、「中退共」）と退職金共済契約を締結する。

(適用範囲)

第18条 この規程は就業規則第28条に基づき従業員の退職金について定めたものである。ただし、エリアマネージャーおよび店長以外の者については、本章を適用しない。

(支給額)

第19条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

(支給事由)

第20条 従業員が以下の事由に該当した場合、退職金が支給される。

- (1) 定年退職
 - (2) 役員就任
 - (3) 死亡退職
 - (4) 業務上の傷病により退職したとき
 - (5) やむを得ない業務上の都合による解雇
- 2 従業員が死亡した場合の退職金は死亡当時、本人の収入により生計を維持していた遺族に支給する。
- 3 前項の遺族の範囲および支給順位については労働基準法施行規則の定めるところによる。

(支給制限)

第21条 次の者については退職金を支給しない、または減額することがある。

- (1) 就業規則第50条に基づき懲戒解雇された者
- (2) 退職後、退職金を支給するまでの間において在職中の行為につき懲戒解雇に相当する理由が発見された者

(退職慰労金)

第22条 在職中に勤務成績が優秀であった者および特に功労があった者に対しては、慰労金を支給することがある。ただし、その金額についてはその都度定める。

(退職金の控除)

第23条 会社に対する返済金、その他未納の債務があるときは退職金から控除する。

(役員就任の場合)

第24条 従業員が会社の役員に就任した場合は、第20条の規定により退職金を支給する。

(その他の退職金の原資の確保)

第25条 会社は、退職金の支給を確実にするために、従業員を被保険者等として、生命保険等の金融商品をもって、退職金の原資を確保することがある。ただし、健康上の理由等から生命保険等の契約を締結することが不可能な場合は、この限りでない。

(支払時期等)

第26条 中退共から支給される退職金は、従業員（従業員が死亡したときはその遺族）へ交付する退職金共済手帳により、支給を受けるものとする。

2 従業員が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人またはその遺族が退職または死亡後遅滞なく、退職金共済手帳を本人またはその遺族に交付する。

3. 中退共以外から支給される退職金については、退職または解雇の日から3ヶ月以内にその金額を支払う。

付 則

この規程は 平成29年 2月 1日より実施する。